

税務援助業務と税理士制度のあり方

～市民・納税者に開かれた税務専門職・
税務援助制度をグローバルに探る

報告者 **石 村 耕 治**

(TC フォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

《コンテンツ》

◆はじめに～税理士制度、税務援助業を国民・納税者目線で学び直そう！

1 わが国の税理士制度をおさらいする

- (1)なぜ税理士しか税理士業務ができないのか
- (2)「税理士業務」と「税理士の業務」とは
- (3)「独占業務」の意味
- (4)税理士は納税(義務)者の味方なのだろうか
- (5)他の仕業の「使命」との比較
- (6)税理士が提供する「業務」とは

2 税務援助業務、税務援助制度とは何か

- (1)税務援助の種類
- (2)民間の税務援助の担い手は誰か
- (3)税務援助をなぜ税理士が行うのか

3 世界の税務援助制度を比べる

4 倉敷民商事件から見えてくる税務援助業務見直しの視点

- (1)申告納税制度と国民・納税者に開かれた税務援助のあり方
- (2)税理士業務の有償独占化も一案

◆むすびにかえて～日独比較でみた国民・納税者に開かれた税務援助のあり方

【基礎研究資料】

ドイツの税理士法と税務援助業務(本号/2021 年 8 号)

アメリカの開かれた税務援助の仕組み(2021 年 9 号予定)

オーストラリアの税務専門職制度と税務援助(2021 年 10 号予定)

◆はじめに～税理士制度、税務援助業務を国民・納税者目線で学び直そう！

税理士法では、非税理士の税理士業務を禁止している。唯一、非税理士に税理士業務がゆりされるのは、いわゆる「臨税」(臨時の税務書類の作成等)の場合だけとされる(税理士法 50 条)。

税理士法による「税理士業務」の無償独占、言いかえると「非税理士の税理士業務の禁止」政策については、さまざまな論点がある。

1つは憲法上の論点である。憲法は「職業選択の自由」を保障している(22 条)。職業選択の自由は、経済的自由権の一つであり、憲法は「公共の福祉に反しない限り」享受できる、と規定している。税理士法による「税理士業務」の無償独占、言いかえると「非税理士の税理士業務の絶対禁止」政策は、その必要性を超え、過剰・著しく不合理な規制ではないかが問われる。

憲法論議にも絡んでくるが、そもそも申告納税制度は国民・納税者の開かれた仕組みでなければならない。申告納税制度を支える税務援助業務は、税務専門職と国民・納税者で分かち合ったうえで支えなければならない。とすれば、税務専門職だけが税務援助業務を独占する法制は合理的かどうか大きな疑問符がつく。

わが国の税理士法では、税理士が税務業務を独占する表記「税理士の業務」(税理士業務+税理士の業務、後記【図表1】参照)になっている(法 2 条)。ドイツには、わが国と似た税理士制度がある。ドイツの税理士法では、税務援助業務(わが国の税理士業務に相当)に政府規制をかけ独占業務としている。そのうえで、独占の税務援助業務を、“税理士”と“税理士でない者(非税理士)”との間で分かち合う法制になっている(独税理士法 1 条以下)。

アメリカの税務専門職制度でも、税務援助業務(わが国の税理士業務に相当)は、広く税務専門職と市民・納税者とで分かち合う仕組みになっている。

この研究報告では、税法学を専攻する研究者として、税務援助業務(わが国の税理士業務に相当)と税務専門職制度のあり方を、主要各国の制度にメスを入れたうえで、比較法的に点検する。

1 わが国の税理士制度をおさらいする

(1)なぜ税理士しか税理士業務ができないのか

「税理士」は国の資格の1つである。税理士は国が認めた「税務に関する専門家」である(税理士法 1 条)。税理士に関する事からは、税理士法に規定されている。

民間において業として行う税務事務(税務援助業務)はさまざまである。税理士法は、税務援助業務のうち、「税務代理」、「税務書類の作成」、そして「税務相談」(これらを「税理士業務」といい(税理士法 2 条 2 項)。)、税理士の独占業務としている。

独占業務ということは、税理士（正確には、資格を取得したうえで、地域の税理士会に入会〔強制入会制〕等の要件を充足した者）以外の者はこの税理士業務を行うことができないことをいう。またこの独占の対象とされる税理士業務は、有償であるか無償であるかを問わないとされる（税理士法基本通達 2-1）。つまり、原則として税理士でない者は、無償（ただ）であっても業として税理士業務はできないということである。「業として」とは、継続的・反復的に行うことをさす（税理士法基本通達 2-1）。

税理士でない者が税理士業務をすれば、2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられることもある（税理士法 52 条・59 条 4 号）。もっとも、「業として」、あるいは「税理士でない者」を処罰することについては慎重を期す必要がある。なぜならば、憲法は「職業選択の自由」や「営業の自由」、「結社の自由」などの人権を保障しているからである。公共の利益や公共の福祉を盾にこうした自由権に公権力が過度に介入することは、憲法の趣旨に合わないからである。また、政府規制緩和の時代的な要請に即して、処罰規定の適用は厳格に解釈される必要があるからである。

公認会計士と弁護士（弁護士法人を含む。）も、税理士業務を行うことができる。ただし公認会計士の場合、税理士登録をしなければ税理士業務を行うことはできない。弁護士は弁護士資格のまま税理士業務を行うことができる（通知弁護士（税理士法 51 条））。弁護士も税理士登録することができることから、弁護士が弁護士資格のまま税理士業務を行えるのは例外的措置になる。

税理士業務は税理士の無償独占業務とされる。特定の業務領域を独占業務化することは、政府規制で排他的な職業（仕事）をつくることにもつながる。人の生命にかかわる職業などを別とすれば、政府規制緩和・撤廃の観点からは独占を無制限に拡大解釈することには慎重でなければならない。

税理士業務が無償独占業務となった理由を探るには、税理士の前身である税務代理士制度をみる必要がある。税務代理士法は、戦時下の 1942（昭和 17）年に制定された。膨大な軍事費を調達するため増税が余儀なくされ、また税制も複雑なものとなった。このような時代背景のもと、税務を税務代理士の独占業務とすることにより、税務代理士を税務官庁の補助機関とするために税務代理士制度は生まれたのである。また政府の規制により税務業務を税務代理士に独占させることにより、税務官庁による税務代理士の監督を強化しようとするねらいもあった。しかし、こうした歴史観でもって現行の税理士法を解釈するのは時代に合わない。

（2）「税理士業務」と「税理士の業務」とは

税理士法は、税理士が提供できる業務を「税理士業務」と「税理士の業務」に区分して、規定する（2 条）。これらの違いを図説すると、次のとおりである。

【図表1】「税理士業務」と「税理士の業務」の違い

税理士業務	①税務代理 ②税務書類の作成 ③税務相談
税理士の業務	税理士業務のほか、 ④税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行といった財務に関する事務などの会計業務(ただし、他の法律において制限されている事項については、除く。)

つまり、税理士法は、「税理士の業務」のうち、①税務代理、②税務書類の作成、そして③税務相談を、とくに「税理士業務」として規定する。

このような区分をしているのは、「税理士業務」が、税理士だけの無償独占業務とされるからである。

(3)「独占業務」の意味

専門家(専門職)の業務独占は、(1)「無償独占」、(2)「有償独占」そして(3)「名称独占」に区分できる。

それぞれの違いは、税理士の業務を例にすると、次のとおりである。

【図表2】独占業務の種類とその意味

(1)無償独占
税理士以外の者(非税理士)は、ただ(無償・無料)であっても、他人の依頼を受けて、規制された税理士業務(税務代理、税務書類の作成、税務相談)を反復継続して、やってはならないということである(税理士法基本通達 2-1)。
(2)有償独占
税理士以外の者(非税理士)は、ただ(無償・無料)であれば、他人の依頼を受けて、規制された税理士業務(税務代理、税務書類の作成、税務相談)を反復継続して、やってよいということである。
(3)名称独占
税理士は、税理士という名称(ブランド)を使って、報酬をもらって(有償・有料)、記帳代行といった業務をすることができることをいう。しかし、税理士以外の者(非税理士)であっても、税理士の名称を使わなければ、報酬をもらって記帳代行といった業務をすることができることをいう(税理士法 2 条 2 項)。

(4) 税理士は納税(義務)者の味方なのだろうか

税理士の前身である“税務代理士”は、税務官庁の補助機関としての存在であった。“税理士”の立場も、税務代理士と同じなのだろうか。税理士法第 1 条は「税理士の使命」として、次のように規定する。

【図表3】 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

この規定から税理士は、次のようなスタンスでその業務にあたることが求められる。

【図表4】 税理士の使命からみた業務をする際のスタンス[未定稿]

- ①税務に関する専門家として、法律に則った納税義務の適正な実現を図ることを使命とすること。
- ②「独立した公正な立場」でその業務にあたること：課税庁からも依頼者からも独立したプロフェッショナル(専門家)としてその業務にあたること。
- ③「申告納税制度の理念にそつて」その業務にあたること：依頼者の立場に立ち、税制の根幹をなす申告納税制度の維持・発展を念頭にその業務にあたること。
- ④「納税義務者の信頼にこたえ」でその業務にあたること：法律の範囲内で納税義務の最小化、依頼者の最大の利益に誠実に応えるようその業務にあたること。

このように税理士とは、かつての税務代理士とは異なり税務官庁の補助者ではない。むしろ税理士は、依頼者である納税義務者に寄り添うかたちでその業務にあたることを税理士法は求めている、と解される。

(5) 他の仕業の「使命」との比較

税理士法はその第 1 条で「税理士の使命」を規定する。税理士の行動指針ともいえる「税理士の使命」をもう少し深読みしてみる。

税理士法は、「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」を、税理士の使命としている。つまり税理士は、憲法の要請する租税法律主義に基づき制定された税法の定めるところに従って、依頼者である納税義務者の適正な納税義務の実現のためのサービスを提供することがその使命である。

また、税理士はその使命を果たすため「独立した公正な立場」であることが求められる。税理士は「専門家」なのであるから「公正な立場」でその業務にあたることはいうまでもない。なお「独立した」とは、納税義務者からも課税庁からも独立した立場とい

うことがいわれる。しかし、「申告納税制度の理念にそって」、「納税義務者の信頼にこたえ」とあることから、納税義務者から独立した立場と考える必要はないようにも思われる。ただし、いずれの立場からしても、納税義務者からの違法な要求に応えることは論外である。税理士は専門家だからである。

この第1条「税理士の使命」規定は、きわめて不明確な規定であるとの批判も多いところである。この点、他の士業や隣国の士業では、どのように規定されているのかを点検するために、例をあげると、次のとおりである。

【図表5】他の仕業の「使命」との比較

【弁護士法】弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする(1条)。 【司法書士法】司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする(1条)。 【韓国の税務士法】税務士は、公共性を持つ税務専門家として、納税者の権益を保護し、納税義務の誠実な履行に寄与することを使命とする(1条の2)。

今日、税理士が提供する業務には、税務書類の作成や税務相談に加え、税務代理や訴訟における補佐人(税理士法2条の2)、その他税理士法に規定された税理士の業務以外の業務提供も求められている。同時に税理士は、依頼者に提供する業務内容に対する専門家としての説明責任を負うこと、その業務に関して起こり得る利益の底触(利益相反行為)を避けるための十分な管理が必要である。「依頼者である納税義務者は消費者である」といったスタンスから、税理士法第1条の見直しを含む「税理士サービス・スタンダード」(税理士行動基準)の策定が急がれるところである。

(6)税理士が提供する「業務」とは

税理士とは、政府の規制(保護)によりつくられた民間の税務援助業務を行う専門家である。この税理士は、税理士法その他の法律により、納税義務者などより依頼を受け、税務をはじめ会計、監査など、次のような業務を独占的に行うことができる。

【図表6】税理士の提供する業務の範囲

(1)税務代理(税理士法2条1項1号)	〈無償独占〉
税務申告、申請、請求や国税不服審判所などへの審査請求、税務調査や処分に対しての主張、陳述、代理または代行行為	
(2)税務書類の作成(税理士法2条2項1号)	〈無償独占〉
申告書、申請書、請求書、不服申立書などの作成	

(3)税務相談(税理士法 2 条 1 項 3 号)	〈無償独占〉
税務申告や主張、陳述について、税額等の計算に関する事項の相談	
(4)付随業務(税理士法 2 条 2 項)	〈名称独占〉
税理士の名称を用いて、税理士業務に付随して行われる財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他財務に関する事務	
(5)訴訟の補佐・陳述(税理士法 2 条の 2 第 1 項)	〈名称独占〉
弁護士である訴訟代理人とともに、許可を要することなく裁判所に出廷し、補佐人として租税に関する事項について陳述(尋問は不可)。具体的には、申告・調査・処分に関する事項や国税債務不存在訴訟などといった「官対民」訴訟だけでなく、相続税争いに関連する訴訟や税理士損害賠償訴訟といった「民対民」訴訟にも及ぶ(ただし刑事関連訴訟は除く(刑事訴訟法 42①))。	
(6)地方公共団体の外部監査(地方自治法 252 条の 28)	〈無償独占〉
地方公共団体の外部監査とは、地方公共団体が行っている事務を第三者が監査(チェック)する業務である。税理士(税理士となる資格を有するものを含む。)は、弁護士、公認会計士、国・地方職員で監査等事務経験のある者と同様に、議会の決議を経て外部監査契約を締結できる。	
(7)株式会社の会計参与(会社法 326 条・333 条 1 項・374 条 1 項など)	〈無償独占〉
会計参与とは、株式会社の債権者保護を目的に、株式総会により選任される株式会社の機関のことである。会計参与の資格者は公認会計士(監査法人を含む)または税理士(税理士法人を含む)に限定(会社法 333 条 1 項)される。その職務は、会計の見識を有する専門家として、①計算関係書類の共同作成、②株主総会における計算関係書類の説明、③計算関係書類の備置き、④計算関係書類の株主及び債権者への開示である。	
(8)政治資金監査(政治資金規正法 19 条の 18)	〈無償独占〉
国会議員関係政治団体は、総務省または都道府県の選挙管理委員会に収支報告書を提出する場合、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければならない。税理士は、弁護士、公認会計士とともに登録政治資金監査人となることができる。	

なお、税理士法において税理士の業務の対象となる租税(税目)は、原則として国税および地方税のすべてである。しかし税理士の援助があまり必要とされない、あるいは税理士の業務にあまりなじまない税目は除外されている。例えば、印紙税、登録免許税、関税などがこれにあたる(税理士法 2 条 1 項但書)。さらには、税理士以外の者であって、当局からの許可を受けて臨時に税務書類の作成ができるなどの例外もある(税理士法 50 条)。

またデジタル化の進展に伴い、資本金の額等が 1 億円を超える法人といった特定

法人の電子申告の義務化(法人税法 75 条の 3 ほか)など、税務行政書類の電子化も急速な進展を遂げてきた。その担い手として期待されるのも税理士ということになる。このような社会情勢から税理士法を改正し、税理士の業務の 1 つに、税務行政書類の電子化の担い手としての規定を設ける動きも、今日活発になされている。

また、本人訴訟の形で租税訴訟を起こす場合に納税者の訴訟援助が可能なように、弁護士なしで納税者の補佐人となれるように税理士の業務の拡大を求める意見もある。

しかし、ドイツの税理士試験科目にあるような訴訟法（刑事訴訟法を含む。）を追加するなど、試験科目の見直しをしないままでのこの種の業務拡大の主張には賛成できない。加えて、2020(令和 2)年度の税理士試験の合格者 5,402 人のうち、5 科目到達者は 648 人と、崩壊寸前の試験制度の立て直しは重い課題である。まず、資格の品質管理（QC）を急ぐ必要がある。

また、専門家業界が、独占業務化を拡大・強化しようとする主張に対して、私たち国民・納税者は、政府規制緩和・撤廃の観点から慎重に向き合う必要がある。国民・納税者が主役の申告納税制度をつくるためには、諸外国にならい、一般市民・ボランティアによる無償の税務援助サービスを広げる必要がある。このためには、政府規制撤廃・緩和の精神にたち、無償独占の税理士業務の有償独占化、名称独占化も一案である。

2 税務援助業務、税務援助制度とは何か

わが国では、「税務援助」とは、所得税の確定申告について「納税者を支援する業務」をさす。これに対して、ドイツ税理士法では、わが国税理士法でいう「税理士業務」を独占の「税務援助業務」といい、この業務を税理士（税理士法人を含む）と非税理士が分ち合う法制になっている。

言いかえると、わが国でいう税務援助は、ドイツでは「非税理士が行う税務援助業務」または「税理士が行う無償の税務援助業務」をさす。

わが国は、所得税の確定方式として、申告納税を原則的な方式としている。申告納税制度は、納税者自らが自分の課税標準及び税金を計算して納めるところから、自己賦課(self-assessment)とよばれることもある。

申告納税制度が円滑に機能するためには、納税者全般に適正な納税意識が存在し、かつ納税者自身に適正な申告をおこなうための能力が必要となる。しかし現実には納税に関する一般的な意識、能力が不足しているため、適正な申告が行われないことも多々ある。それらを補うために、青色申告制度(所得税法 144 条ほか)、適正な申告を確保するための記帳義務(所得税法 231 条ほか)、租税職員の質問検査権(国税通則法 74 条の 2 ほか)などの制度を設けられている。

わが国でいう税務援助制度は、納税者の適正な申告を支援することをねらいに設けられている。申告納税制度が円滑に機能するための一環として設けられている制度である。

(1) 税務援助の種類

一般に、税務援助は、大きく①官(課税庁)が行うものと②民間(専門家やボランティアなど)が行うものとに分けられる。

わが国における①官(課税庁)が行う税務援助(無料相談)の仕組みとしては、①タックスアンサーと②電話による税務相談、③申告支援がある。

【図表7】 税務援助の種類

- | | |
|------------|---|
| ①タックスアンサー | 国税庁のホームページ(HP)において、よくある税金に関する質問と回答が、税金の種類ごとに分類して掲載されている。 |
| ②電話による税務相談 | 国税局の「電話相談センター」が一括して引き受け、納税者の相談に応じている。 |
| ③申告支援 | 確定申告期に税務署は各所に特設会場を設け、面接による申告の相談と確定申告の受付を行うとともに、国税局は「確定申告電話相談センター」を設け、電話で相談を受け付けている。 |

(2) 民間の税務援助の担い手は誰か

一方、わが国の②民間が行う税務援助(無料相談)制度は、①税理士会が行う税務支援と②臨時の税務書類作成(臨税)である。

【図表8】 税理士会が行う税務支援の範囲

- | | |
|--------------|--|
| ①税理士会が行う税務支援 | (税理士法49条の2) この「税務支援」の内容は、税理士会会則において、次の3つが規定されている。 <ul style="list-style-type: none">(i) 独自事業[税理士会が主体的に実施](ii) 受託事業[国等が委託者になり税理士会等が受託した実施](iii) 協業派遣事業[税理士会が指定する団体と協議による実施] |
|--------------|--|

①税理士会が行う税務支援では、その対象納税者に対して、税務相談、記帳指導、税務書類の作成などの援助を行う。毎年、全国の税理士が約 120 万人の納税者の援助を行っている。税理士の延べ従事者数は約 9 万 6 千人に上る(2020(令和 2)年度実績)。

従来税理士会は、小規模事業者に限定して税務援助を行っていた。しかし、その後、対象者の範囲が確定申告者にも拡大された。現在、確定申告期の無料相談と

して全国各地で行われ、同時に「国税当局が行う税務相談に関する委託事業など」に対応するために前記3つの支援内容に分けられた。しかし、この「臨税」は次第に縮小される傾向にある。

【図表9】「臨税」とは

⑥**臨時の税務書類作成(臨税)**(税理士法 50 条) 確定申告時期に2ヵ月の期間に限り、税金の種類を指定して、自治体の職員や、公益社団法人、公益財団法人、農協、漁協、事業協同組合、商工会などの役員や職員に、税務書類等の作成や相談に応じさせるものである。

(3) 税務援助をなぜ税理士が行うのか

先進各国では、一般に市民ボランティアが幅広く税務援助業務を行っている。ところが、わが国では、市民ボランティアは税務援助をすることはできない。現在、わが国では、おおむね税理士が税務援助を行っている。

これは、税理士業務は、有償、無償を問わず、原則として、税理士以外の者が行うてはならない(無償独占)とされているからである(税理士法 52 条、税理士法基本通達 2-1)。税理士でない人が税理士業務を継続的・反復的に行えば、無償であっても2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる可能性がある(税理士法 52 条・59 条 4 号)。

【図表10】 税理士法違反への罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、**2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処する。

第1号 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの

第2号 第37条の2(第48条の16において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第3号 第38条(第50条第2項において準用する場合を含む。)又は第54条の規定に違反した者

第4号 **第52条の規定に違反した者**

このため、小規模零細納税者は、経済的な理由から税理士に依頼することのできない場合でも、税理士以外の者に(「臨税」の場合を除いて)、税務書類の作成や相談をすることはできない。

このように、税理士業務を無償独占とすることからくる義務として、税理士は税務援助をしなければならない、とされているわけである。

3 世界の税務援助制度を比べる

わが国と、オーストラリア、アメリカ、カナダ、イギリスの国税上の税務援助制度を比べてみると、おおよそ次のとおりである。

【図表11】 先進各国の税務援助制度を比べてみる

比較項目	日本	オーストラリア	アメリカ	カナダ	イギリス
実施機関/援助者/プログラム	税理士会/税理士/確定申告時無料相談	国税庁(ATO)/民間ボランティア/税務援助(Tax Help)プログラム	内国歳入庁(IRS)/民間ボランティア/①ボランティア所得税援助(VITA)/②高齢者向け税務相談(TCE)/③学生タックスクリニック(STC)/④低所得納税者クリニック(LITC)/⑤IRS 納税者権利擁護官サービス(TAS)/	国税庁(RCA)/民間ボランティア/コミュニティ・ボランティア所得税(CVIT)プログラム	NPO・民間ボランティアによる①タックス・エイド(Tax Aid)/②高齢者税務援助(THOP)プログラム
参加者数/相談件数	延べ9万6千人/約122万件(2020年度実績)	調査中	①・②・④交通費など実費負担分は公益寄附金控除に対象/③IRSがNPOや大学など実施機関に補助金を支給	参加者数不明/約200万件	調査中
援助者への報酬	半日単位で実施、半日で1万円程度	交通費など実費のみ支給	①VITA:低所得者、高齢者、障害者、移民 ②TCE:60歳以上の高齢者	なし	なし
対象者の所得制限	原則300万円	6万ドル(約480万円)	世帯数、年齢などに基づく制限あり		所得
対象・対象外の所得	【所得税】事業所得、雑(年金)所得、還付申告など。ただし、譲渡所得、複雑なものは対象外 【消費税】課税売上高3千万以下の小規模事業者	給与所得、年金所得が対象。事業所得や譲渡所得などは対象外	給与所得、年金所得など。プログラムによっては、事業所得も可。移民、勤労所得税額控除(EITC)などへの専門通訳・税務代理 ⑤税務全般にかかる苦情処理を含む。	給与所得、年金所得など	①60歳未満の低所得者および自営業者、②60歳以上の低所得者(ただし、自営業者を除く)。法人税、租税計画、カウンスル税や国際課税を除く。
援助内容	税務相談、申告書の書き方、電子申告指導	書き方指導(税額計算せず)	①・②・③については、申告期支援が中心。④については申告後支援が中心、調査立会いやIRSとの争訟支援	税務相談、申告書の書き方指導	税務相談、申告書の書き方指導
援助会場への来所	はがき通知、任意来所	完全予約制/ネット対応あり	予約制	予約制	予約のうえ電話・ネット相談
責任の所在	不明、事実上は税務署	国税庁(ATO)	①・②・③・④は課税庁(IRS)④については実施主体	課税庁(CRA)	NPO
保険	損害賠償保険なし	損害賠償保険、労災保険	①・②・③・④損害賠償保険、労災保険	労災補償	不明

*ドイツの税務援助については、TCフォーラム研究報告本号(8号)「ドイツの税理士法と税務援助業務」参照。

4 倉敷民商事件から見てくる税務援助業務見直しの視点

倉敷民商事件では、倉敷民商事務局の3人の職員が税理士法違反で逮捕・起訴された。この事件は、中小業者・個人事業者保護の立場から、不透明な税務行政をただそうとする民主商工会の組織破壊を狙ったものであることは明らかである。

そもそも、申告納税制度は、国民・納税者が一丸となって支えるべき仕組みである。申告納税のための税務援助をしたということで、逮捕・起訴などあってはならないことである。

この事件では、多くの民主的な団体や支援者はもちろんのこと、人権保護に敏腕な税理士や弁護士が訴訟に参加、尽力された。筆者は、過剰な政府規制を当然視するような法解釈で税理士法違反を問うことにはまったく賛成できない。

倉敷民商事件から見てくる課題がある。それは、申告納税制度を国民・納税者とともに支えられるように、税務援助の仕組みの見直しが必要ではないかということである。言いかえると、国民・納税者目線で税理士法を見直さないと、倉敷民商事件は、これからも何度でも起きうるということである。民商関係者は、国民・納税者目線で、もっと現行の税理士法の問題点、さらには諸外国の税務援助制度などを、批判的に学習しなければならない。

見直し案について、私見をいうと、次のとおりである。

(1) 申告納税制度と国民・納税者に開かれた税務援助のあり方

税理士業務の無償独占を護るために、これまでどおり税理士および税理士会が税務支援業務を独占するというのも1つの考え方である。現在税理士をやっている人たちからすれば、職域を護りたいというのは当然の願望であろう。しかし、この結果、例えば、市民団体や納税者団体が無償で税務支援を行う、証券会社社員が一般の税理士などが不得手の証券税制について無償の相談に乗るなどした場合、税理士法違反(税理士法59条1項4号)を問われかねない。政府規制により特定業務を過度に保護する結果、弊害が生じていることは明らかである。

自発的納税協力(voluntary compliance)を基礎とする申告納税制度の確立には、国民・納税者に開かれた税務援助業務/制度が必要不可欠である。

例えば、ドイツ税理士法では、「限定的な税務援助業務ができる資格者」(法4条)のカテゴリーを設けて、幅広く事例を列挙して、税理士法違反問題が生じないように必要な措置を講じている。

一例をあげると、「商業を営む事業者が、その事業活動の一環としてその事業取引と直接に関連する範囲で顧客に対して行う税務援助」(5号)を、法認している。

他にも、20ほどの「限定的な税務援助ができる資格者」の例を、税理士法に列挙している(本研究報告添付の「ドイツの税理士法と税務援助業務」【図表17】参照)。

ドイツ税理士法の「限定的な税務援助業務ができる者」の列举例を参考に、わが国の現状に即して、現行税理士法基本通達 2-1(税理士業務)に多くの具体的なケースを記載するのも一案である。もちろん、解釈通達で対応するのは、憲法の租税法律主義とぶつかるのではないかと、との批判もあろう。であるならば、ドイツのように、税理士法に書き込むのも一案である。議員立法でまとめてみてはどうか。

(2) 税理士業務の有償独占化も一案

税務援助のあり方をめぐっては、さまざまな視点があって当然である。しかし、わが国の税務援助についてはもっぱら税務専門家業界と課税庁との護送船団方式で展開されてきた。まったく国民・納税者不在である。国民・納税者は、そうした状況を久しく座視してきたといっても過言ではない。しかし、過度な政府規制の見直し、透明な申告納税制度が求められる時代に入り、国民・納税者不在の護送船団方式は転換期にきている。

税務の専門家業界が、税務援助を含め、独占業務化を拡大・強化しようとする主張に対して、私たち国民・納税者は、政府規制緩和・撤廃の観点から慎重に向き合う必要がある。税務サービスへの政府規制の強化・規制大国化は、納税者・消費者に利益につながるばかりではない。申告納税制度を敷く多くの諸国では、一般市民・ボランティアによる無償の税務支援サービスが常識である。

わが国でも、政府規制の緩和を進め、無償の税務支援サービスの拡大、そのための税理士業務の無償独占から有償独占化を進めるのも一案である。罰則を背景にした税理士業務の無償独占化を維持・強化するのは時代遅れではないか。

ちなみに、現行の税理士法 52 条を、次のように改正すれば、無償であれば、一定の税理士業務を非税理士でも行うことが認められることになる。

【図表12】 税理士業務の規制緩和案

(税理士業務の制限)

第 52 条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税務代理を行つてはならない。

二 税理士又は税理士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、税務書類の作成又は税務相談を行つてはならない。ただし、この法律に別段の定めがある場合には、この限りではない。

この 52 条改正案に関しては、報酬を得なければ税務書類の作成や税務相談を行えるとの規定の仕方も選択できる。むしろ、こちらの方がわかりやすいかも知れない。しかし、これでは、無資格者が報酬を得てこれらの業務を行った場合には罰則が科されかねないので(税理法 59 条 1 項 4 号)、このような裏から規定する方が好ましいと

いえる。

現行税理士法では、有資格者には、脱税相談の禁止義務が課されている(税理士法 36 条)。そして、無償の無資格者であるボランティアにまでこうした義務を課し、かつ罰則をかける必要はないものと考えられる。なぜならば、無資格者がこうした業務を行う場合には、有資格者に比べ知識が劣る場合も考えられ、相談に対する回答が脱税の指示に当たる可能性があるからである。こうした場合まで処罰の対象とするのは、新たな政府規制にもつながりかねず、ボランティア精神にも著しく反するといえる。ちなみに、アメリカでは、ボランティアの過失を免責する法律を制定し活動を促進している(1997年ボランティア保護法/Volunteer Protection Act of 1997)。

また、現行税理士法では、有資格者には秘密を守る義務がある(法 38 条)。しかも、この義務違反に対しては重い罰則がある(税理士法 59 条 1 項 2 号)。しかし、無償の無資格者であるボランティアにまでこうした義務を課し、かつ罰則を科す必要はないと考えられる。なぜならば、有償独占を基本としている弁護士業務、弁理士業務、公認会計士業務の分野では、無償でこれら規制された業務を行った場合にも、秘密を守る義務やその義務違反に対する罰則の規定が置かれていないからである。

いずれにしろ、国民・納税者が主役の申告納税制度をつくるためには、諸外国にない、一般市民・ボランティアによる無償の税務支援サービスを広げる必要がある。このためには、政府規制撤廃・緩和の精神にたち、無償独占の税理士業務の有償独占化、名称独占化を急ぐのも一案である。そして、これまでの税理士による税務支援に加え、無償を前提とした税務申告ボランティアを多数育成し、それらボランティアの人たちの協力による新たな税務援助制度を構築する必要があるのではないか。

【参考文献】

石村耕治編著『現代税法入門塾(第9版)』(2018 年、清文社)、北野弘久『税理士制度の研究(増補版)』(1997 年、税務経理協会)、坂田純一『実践税理士法(新版)』(2015 年、中央経済社)、日本税理士会連合会編『税理士法逐条解説(6 訂版)』(2010 年、日本税理士共同組合連合会)、石村耕治「開かれた税務支援制度のあり方を日米比較で検討する」税務弘報 2007 年 5 月号～10 月号、池田昭義『地方自治監査質疑応答集～監査員監査と外部監査人監査』(2000 年、学陽書房)、阿部徳幸「改正商法・会計参与制度」税制研究No.48(2005 年)、阿部徳幸「税理士の使命-新書面添付制度を題材に-」北野弘久先生追悼論集刊行委員会編『納税者権利論の展開』(2012 年、勁草書房)所収、「オーストラリアの税務専門職制度」国民税制研究2号(2016 年、国民税制研究所) [国民税制研究 第2号 | 国民税制研究 \(jti-web.net\)](http://www.jti-web.net)

ドイツの税理士法と税務援助業務（未定稿）

～税務行政制度と租税確定手続の分析を含めて

石 村 耕 治

《コンテンツ》

第 1 部 ドイツの税務行政制度と納税申告制度

1 ドイツの税務行政組織とは

- (1)ドイツの国家組織の構図
- (2)ドイツの税務行政組織

2 ドイツの主要実体税制の基礎

- (1)主要な税金の紹介
- (2)共同税とは何か
- (3)所得税上の申告資格

3 ドイツの租税確定方式

- (1)税目や所得の種類により異なる租税確定方式
- (2)賦課課税と一部申告納税のハイブリッド方式を採用

第 2 部 ドイツの税理士法と税務援助業務

4 ドイツの給与所得者課税と税務援助業務

《コラム》ドイツの税理士制度

5 税務援助業務とは何か

6 外国人税理士・税理士法人の認証の仕組み

7 公務員や事業者がカスタマーに無償の税務援助業務ができて当たり前

8 ドイツの給与所得に対する課税方式：年末調整と確定申告

～給与所得者の 9 割は確定申告をする

9 給与税援助協会による確定申告援助業務

10 給与税援助協会に関する税理士法の規定

11 給与税援助協会の会費

12 給与税援助協会の入会申込書

13 給与税援助協会の定款



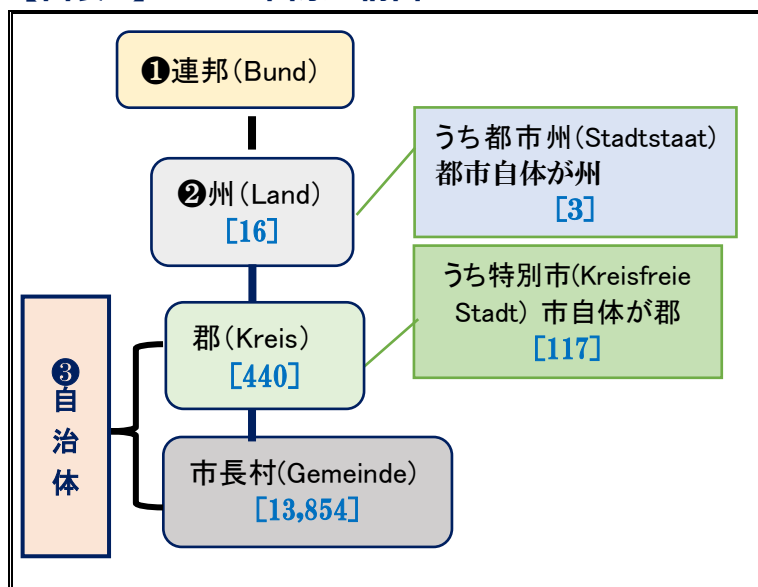
(public use)

1 ドイツの税務行政組織とは

(1)ドイツの国家組織の構図

- ・ドイツは 連邦(Bund)と16州(Land)、自治体[440の郡(Kreis) + 13,854の市町村(Gemeinde)]で構成される連邦国家(federal state)である。アバウトに図説すると、次のとおりである¹。

【図表1】ドイツの国家の構図



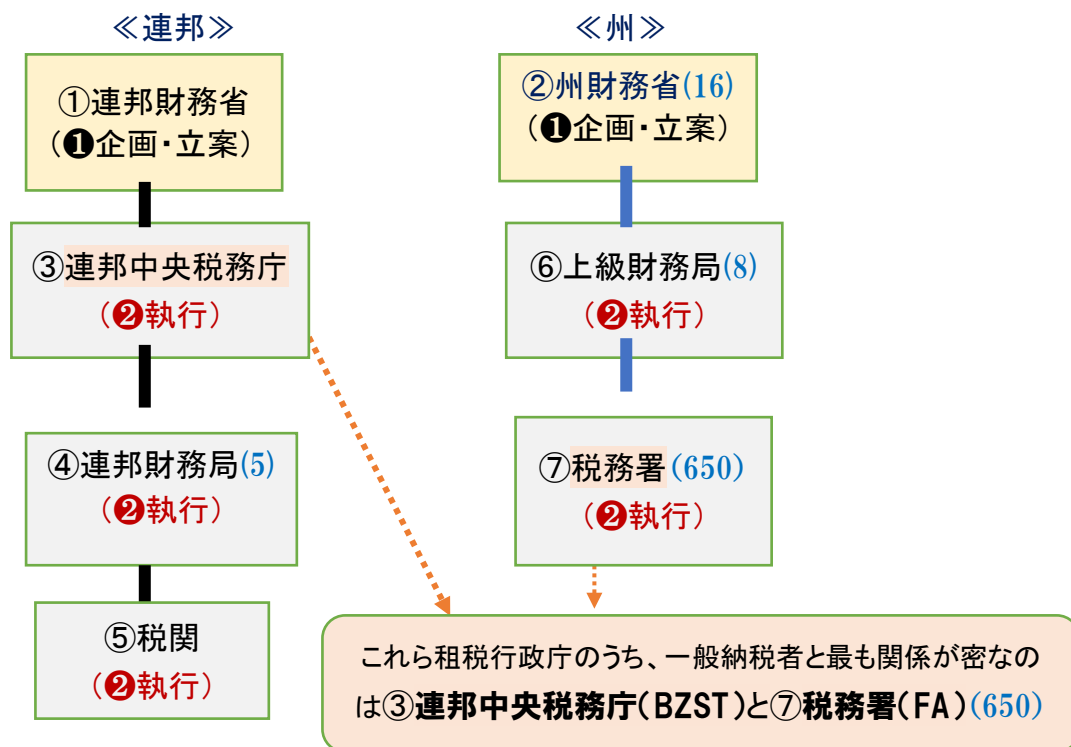
¹ 財務省財務総合政策研究所「主要国の地方税財政制度の概要」(2001年) 131頁などを参照。

- ・ドイツにおいて租税は、①連邦政府 (Bundesregierung)、②州 (Länder) および③自治体 (Gemeinden) は課税主体となっている。

(2)ドイツの税務行政組織

- ・学問的には、税務行政組織は大きく、①企画・立案を担当する組織と②執行を担当する組織とに分かれる。
- ・連邦国家であるドイツの①企画・立案を担当する組織と②執行を担当する組織は、少し複雑である。アバウトに図説すると、次のとおりである²。
- ・これら租税行政庁のうち、一般納税者と最も関係が密なのは③**連邦中央税務庁 (BZSt)**と⑦**税務署 (FA) (650)**である。

【図表2】連邦と州の税務組織



- ・①連邦財務省 (BMF=Bundesministerium der Finanzen)
- ・②州財務省 (Landesministerium der Finanzen)
- ・③連邦中央税務庁 (BZSt=Bundeszentralamt für Steuern)
- ・④連邦財務局 (BFD=Bundsfinaanzdirektion)

² See, Bundeszentralamt für Steuern HP [BZSt - Federal Central Tax Office ; German tax offices \(Finanzamt & BZSt\) | Organisations in Germany \(iamexpat.de\)](#)
飯田淳一「ドイツの税務行政」税大ジャーナル 13 号 (2010 年)

- ・⑤税関(Zollamt)
 - ・⑥上級税務局(OFD=Oberfinanzdirektion)
 - ・⑦税務署(FA=Finanzamt)
- ・ 連邦(Bund)の租税の①企画・運営をする連最高官庁は、①連邦財務省(BMF:Bundesministerium der Finanzen)である。一方、16の州(Land)において租税の①企画・運営をする連最高官庁は、②州財務省(Landesministerium der Finanzen)である。
 - ・ 連邦(Bund)の租税(関税や酒税など)を②執行する上級官庁は、③連邦中央税務庁(BZST=Bundeszentralamt für Steuern)である。③連邦中央税務庁(BZST)は、2006年1月に、連邦財務庁(Bundesamt für Finanzen)を改組、名称変更した官庁である。

【図表3】連邦中央税務庁(BZST)の主な業務

連邦中央税務庁(BZST= Bundeszentralamt für Steuern / Federal Central Tax Office)

《全独共通の事項を所管》

- ・納税者番号(steuerliche Identifikationsnummer)
- ・付加価値税目的の事業者登録番号
- ・脱税摘発のための州当局の支援
- ・外国投資家への税情報の提供

《連邦中央税務庁(BZST へのコンタクト事例》

ほとんどの事項については、現業部門である⑦税務署へコンタクトできる。とくに連邦中央税務庁(BZST にコンタクトできる事項としては、次の例があげられる。

- ・納税者番号
- ・キャピタルゲイン税に関する不服申立て
- ・源泉税に関する不服申立て
- ・外国企業の付加価値税の還付
- ・教会税(Kurt steuer)
- ・その他

- ・ ④連邦財務局(BFD=Bundesfinanzdirektion)は、税関を指導・監督する。
- ・ ⑤税関(Zollamt)は、関税や個別消費税の執行を担当する。
- ・ ⑥上級税務局(OFD=Oberfinanzdirektion)は、⑦税務署(FA=Finanzamt)を指導・監督する。16 州のうち8州に置かれている。
- ・ ⑦税務署(FA=Finanzamt)は、納税申告、査定(賦課)、徴収事務を行っている。



バーデン＝ヴュルテンベルク州バーデン＝バーデン税務署

オンライン税務署 / 電子申告 (EISTER=Elektronische Steuererklärung/electronic tax declaration)

- ・ 現在、事業者の90%は、付加価値税の申告および従業員の源泉給与税の納付に EISTER を活用
- ・ 給与所得者や年金所得者などは、納税申告や還付申告に EISTER を活用
- ・ 給与税援助協会は、EISTER を使って、コロナ禍にオンライン対応を強化してきている。リアル相談所のあり方が問われている。

2 ドイツの主要実体税制の基礎

- ・ ドイツには40以上の税金がある。これらの税金は大きく、連邦税、州税、地方税に分類できる。
- ・ ドイツにおける税源のうち重要な地位を占めるのが連邦税、とりわけ所得税、付加価値税および法人税である。
- ・ これら3税は「共同税(Gemeinschaftsteuer)」と呼ばれ、連邦政府、州および自治体間に配分される仕組みになっている。

(1) 主要な税金の紹介

- ・ ドイツにおける主な税金をあげると、次のとおりである。

【図表4】ドイツの主要な税金の紹介

■直接税

◎法人にかかる直接税

≪連邦税(国税)≫

- (1) **法人税**(Körperschaftsteuer): 法人(株式会社 AG、有限会社 GmbH など)の所得 X15.825%
- (2) **連帯付加税**(Solidaritätszuschlag): 法人税額の 5.5%(課税対象所得の 0.825%)相当 *ドイツ統一・旧東ドイツ復興支援のための税金

≪地方税≫

- (3) **営業税**(Gewerbesteuer): 基本税率は3. 5%。それに各自治体が定める税率がプラスされる。(2008 年度から営業税は連邦法人税上税額控除不可)

★ドイツの実効税率[(1)法人税+(2)連帯税+(3)営業税]は、平均で 29.90%(2020 年度)

◎個人にかかる直接税

- (1) **所得税**(Einkommensteuer):

①課税対象となる所得には、①農林業所得、②事業所得、③自由職業所得、④給与所得、⑤投資(利子・配当等)所得、⑥不動産所得などがある。ドイツに年間 6 カ月以上居住する住民(居住者)の場合、すべての所得に対して所得税が課され、国外の所得も課税対象となる。

②納税者は、1月1日～12月31日までの所得を翌年の5月31日まで納税申告(Steuererklärungen)をする。

③所得税は、賦課課税方式と一部申告納税方式を併用する。例えば②事業所得は賦課課税方式を採用する。したがって、納税額は第一次的に課税庁が賦課決定する。一方、例えば④給与所得は、申告納税方式を採用する。給与所得については、雇用主による被用者に申告資格に基づく毎月の源泉給与税があり、その給与所得が一定額以下の場合は、申告が必要なわけではない。つまり、すべての納税者が確定申告しなければならないわけではない。しかし、納税者 10 人のうち 9 人は納税額の確定申告あるいは還付申告をする。

④所得税率は、比例累進課税で 14～42%。限界税率は 45%[所得税法(EStG=Einkommensteuergesetz)32 の a]。

課税対象額は、申告資格(単身か夫婦世帯であるかなどであるか)によって異なる。単身者などは別として、夫婦合算申告が一般的である。

⑤最低課税対象年収(Grundfreibetrag): 2021 年は、単身者 9,745 ユーロ、夫婦世帯合計所得 1 万 9,490 ユーロ。2022 年は単身者 9,985 ユーロ、夫婦世帯合計所得 1 万 9,970 ユーロ。

(2) **連帯付加税**(Solidaritätszuschlag) : 2021 年から、高所得者を除いて、個人への課税は廃止または減税。税率は最大で所得税額の 5.5%。

* 源泉分離課税のキャピタルゲイン(Abgeltungssteuer) : 利子や配当など投資所得に対する課税(キャピタルゲイン課税)は、2009 年 1 月から税率 25%(+連帯付加税)で源泉分離課税になった。ただし、現前分離課税の対象とならない投資所得は、納税申告が必要。

■間接税

事業者(法人・個人)を納税義務者とする間接税

付加価値税(MWSt=Mehrwertsteuer) : 標準税率 19%、軽減税率 7%。新型コロナウイルス感染拡大に対応する景気対策として、飲食店とケータリング業を対象に、2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日までの期間、標準課税 19%を店舗での食事とテイクアウトにつき軽減税率 7%を適用する時限措置を導入した(飲料は対象外)。**[売上税法(USTG=Umsatzsteuergesetz) 12 条]**。付加価値税は、申告納税方式を採る。

(2) 共同税とは何か

- ・ ドイツでは、「共同税」と呼ばれる税金がある。こうした名前の個別の税目があるわけではない。
- ・ 主要 3 税の税収を連邦・州・自治体間の一定の基準の基づいて配分する対象となる税目をさす。

【図表5】 共同税とは何か

法人税、所得税、付加価値税の 3 税は、共同税(Gemeinschaftsteuer)であり、予め定められた割合で、連邦、州、地方自治体間で税収配分(revenue sharing)する仕組みになっている。

法人税	連邦[50%]、州[50%]、自治体[0%]
所得税	連邦[42.5%]、州[42.5%]、自治体[15%]
付加価値税	連邦[52%]、州[45.9%]、自治体[2.1%]

* 2000 年統計

(3) 所得税上の申告資格

- ・ 国によって申告所得税上の資格が異なる。ドイツの所得税法は、納税申告において、次のような分類をしている。

【図表6】ドイツ所得税上の申告資格区分

区分 (Steuerklasse)	概要
課税分類 I	独身/寡婦(夫)/シビルパートナーシップ/離婚者
課税分類 II	ひとり親世帯で、ひとり親手当を受給している場合
課税分類 III	既婚者で、配偶者に所得がない(低い)場合
課税分類 IV	共働き(同居)で、双方ともドイツ居住者)の場合
課税分類 V	既婚者で、ひとりの配偶者が課税分類 III にあてはまる場合
課税分類 VI	2ヵ所以上から給与収入がある場合

3 ドイツの納税申告の性格

- ・ グローバルにみると、課税方式は大きく、①申告納税方式 (self-assessment method) と②賦課課税方式 (official assessment system) に分けられる。
- ・ ヨーロッパでは久しく②賦課課税方式が広く採用されてきた。例えば、イギリスは久しく②賦課課税方式を採用してきた。しかし、1995/1996 課税年度から申告納税制度に移行した。

【図表7】①申告納税制度と②賦課課税制度をグローバルにみる

①申告納税制度【納税(義務)者が課税標準だけでなく税額まで計算して申告する】アメリカ、日本(ただし、個人住民税などを除く。)、イギリス、オーストラリアなど ②賦課課税制度【納税(義務)者が課税標準を算定し申告をし、税額は課税庁が計算し、本人に通知する】ドイツ(申告納税方式を採る租税を除く。)、フランス

(1) 税目や所得の種類により異なる租税確定方式

- ・ 租税通則法 (AO=Abgabenordnung/Fiscal Act of Germany) 149 条1項[納税申告書の提出 (Abgabe der Steuererklärungen/Filing tax returns)] は、納税申告 (Steuererklärungen) を必要とするかどうかは個別税法の定めるところによる、と規定する。
- ・ これを受けて、法人税 49 条、売上税法 18 条などで、納税義務者に対して、法人税や付加価値税などの納税申告するように求める。ここでいう納税申告の方式は、税目により異なる。

【図表8】伝統的な賦課課税の仕組み

AO155条【賦課課税】1 項 別段の規定がある場合を除き、課税は、課税査定通知書のより課税庁が賦課するものとする。課税査定通知書とは、122 条 1 項により発せられる行政行為である。[【Steuerfestsetzung】 (1) Die Steuern werden, soweit nichts anderes vorgeschrieben ist, von der Finanzbehörde durch Steuerbescheid festgesetzt. Steuerbescheid ist der nach § 122 Abs. 1 bekannt gegebene Verwaltungsakt /【Tax Assessment】 (1) Unless otherwise prescribed, the taxes shall be assessed by the revenue authority by way of tax assessment notice. The tax assessment notice shall be the administrative act disclosed pursuant to section 122(1)]

(2) 賦課課税と一部申告納税のハイブリッド方式を採用

- ・ ドイツは久しく、賦課課税方式(Steuerfestsetzung/official tax assessment)を採用してきた。しかし、国税通則法(AO)³は、付加課税方式に加え、申告納税方式(Steueranmeldungen/self-assessed tax return)も併用している⁴。この点について、国税通則法(AO)155条【賦課課税】1項では、次のように規定する。

【図表9】ドイツは賦課課税と一部申告納税のハイブリッド方式を採用？

① 賦課課税「Steuererklärungen/official tax assessment)」では、申告における税額の確定は課税庁が行い、納税者に税額査定通知書(Steuerbescheid/tax assessment notice)が送付される[例：法人税、所得税(ただし、申告納税による所得の種類を除く。)]

② 申告納税「Steueranmeldungen /self-assessed tax return」では、申告における税額の確定には、課税庁による税額査定通知書(Steuerbescheid/tax assessment notice)は、原則不要である[例：給与所得やキャピタルゲイン税の申告、付加価値税の申告]。

ちなみに、国税通則法(AO)150条1項では、納税者が、申告納税を義務付けられる場合には、申告書の中で税額計算をするものとする[Der Steuerpflichtige hat in der Steuererklärung die Steuer selbst zu berechnen,

³ ドイツ連邦財務省(Federal Ministry of Finance)は、「AO=Abgabenordnung」の英語版を今日表している。「The Fiscal Code of Germany (as of 25 May, 2018)」の名称を使っており、「ドイツ財政法典(2018年5月25日現在)」と和訳できる。ちなみに、わが国では「ドイツ国税通則法」と邦訳されている。[Print Document \(bundesfinanzministerium.de\)](https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/2018/05/20180525-fiskalcode.html)

⁴ ドイツは、わが国の政府資料などという賦課課税方式を採用する、と紹介されている。

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2000/p379.html> しかし、賦課課税一辺倒ではなく、イギリスなどと同様に、ハイブリッド方式を採用しているものと解される。

soweit dies gesetzlich vorgeschrieben ist (Steueranmeldung) /The taxpayer shall calculate the tax in the tax return himself where this is required by law (self-assessed tax return)]と規定している。

- ・ この点について、国税通則法(AO)は、原則として納税者が提出した申告書を課税庁(Finanzbehörde/tax office)が受理し、課税庁が税額査定を行ったうえで、納税者に税額査定書(Steuerbescheid/tax notice)を通知する旨規定する(AO169 条1項1号)。この場合、税額査定書は納付書(Steuerbescheid/tax bill)になっている。



- ・ ここでいう「税額査定」とは行政行為である(AO155 条1項第2文、122 条1項)。これが通知されることにより効力が生じる(AO124 条1項)。権利救済手続のための期間が経過することにより形式的確定力が生じ、確定期間の経過により実質的確定力が生ずることとなる(AO172 条以下)。
- ・ 法人税など多くの税金については、納税申告後その申告が有効であるには、課税庁による税額査定が必要である。しかし、給与所得などについては、雇用主が、年間 1,000 ユーロまで認められる概算控除(Pauschale)に基づいて源泉給与税を天引きしたうえで給与を支払うため、自分が働いている事業者以外から給与を得ていない場合などには、確定申告は不要である。しかし、複数の箇所から給与所得を得ている、または実額控除を選択したい場合には、納税義務者が税額計算まで行ったうえで納税申告を行うため課税庁による税額査定は不要とされる。
- ・ AO150 条第1項第2文により納税申告の一種とされる「Steueranmeldung(en)」、英語でいう「tax declaration」は、売上税(売上税法 18 条1項・2項)、給与税(Lohnsteuer.) (所得税法 38 条以下)、キャピタルゲイン税(Kapitalertragsteuer) (所得税法 43 条以下)などで採られる方式である。この方式では納税義務者自身が納税額を計算するように求められる。この場合、原則として課税庁による特段の税額査定(AO155 条)は不要とされる(AO167 条1項)。その意味において、Steueranmeldung(en)は日本の申告納税制度と同じとみてよいのではないかと。

第 2 部 ドイツの税理士法と税務援助業務

4 ドイツの給与所得者課税と税務援助業務

- ・ 給与所得については、雇用主は 12 月 31 日現在、従業者が 10 人以上の場合は年末調整をする義務がある。しかし、従業者は、年末調整を受けずに「Steueranmeldung(en)」、還付申告を選択することが可能である。
- ・ 給与所得者である納税者 10 人のうち 9 人は「申告納税(Steueranmeldungen)」をする。これらの納税者の税務援助をするのが「Lohnsteuerhilfeverein」である。英語では「wage tax assistance association」と訳されている。「給与税援助協会」と邦訳できる(「給与所得税援助協会」という邦訳もある。)
- ・ 給与税援助協会は、税理士法で法認されている(独税理士法4条11号・13 条以下)⁵。わが国にも、税理士法が法認する「臨税」(法 50 条)の仕組みがある。わが国の臨税は、期間限定型の税務援助者制度である。これに対して、ドイツの給与税援助協会は、業務限定型の恒久的な税務援助者制度である。

【コラム】ドイツの税理士制度

ドイツには、依頼人 (Auftraggeber/clients)に対して有償で税務サービスを独占的に提供する税理士(Steuerberater, Steuerbevollmächtigte/tax advisor)および税理士法人(Steuerberatungsgesellschaften/firms of tax advisors)【以下、双方を一括して「税理士」という(hereinafter collectively referred to as the ‘Tax Advisors’, and each of them a ‘Tax Advisor’)]制度がある。税理士制度は、税理士法(StBerG=Steuerberatungsgesetz)が根拠法である。

独税理士法は、政府規制で「税務援助業務を無償独占」とする。「税務援助業務を無償独占」は、「公共の利益」を保護することが目的とされるが、ドイツ憲法で保障される「職業選択の自由」(12条1項)に違反するとする意見もある。ただ、「公共の利益」のために、憲法的な自由を犠牲にすることについては一定のコンセン

⁵ 本レポートでは、1961 年 8 月 16 日に公布されたドイツ税理士法/独税理士法(StBerG=Steuerberatungsgesetz) [その後の改正を含めた 2021 年 8 月 10 日現在] のテキストを基に執筆している。ドイツ税理士法の邦訳については、先駆的な作業として、ホルスト・ゲーレ著/飯塚毅訳『ドイツ税理士法解説(全訳)』(第一法規、1992 年)ある。有益な資料であり、本報告の執筆にあたっても参照した。ただ、独税理士法は、制定以降、EU の専門職の相互資格承認や電子化などで、近年大きな変容を遂げている。報告者自身の語学力の限界もある。また、先駆的な邦訳に対しては若干の違和感もある。こうしたことから、法条文に出てくる専門用語については、最適な邦訳語の抽出にはいたっていない。本報告では、すべて仮訳として紹介しておきたい。

サスがある。ただ、ここでいう「税務援助業務の無償独占」は、わが国にいうような「税理士の業務の独占」ではない。独税理士法は、「税務援助業務の無償独占」を①税理士などの税務専門職による税務援助、②給与所得者や年金所得者の税務援助をする非営利社団の給与税援助協会による税務援助、さらには、③多くの職種で事業者がその業務上必要な顧客に対する税務援助、に分けて法認している。

②は、わが国にも、税理士法が法認する「臨税(臨時の税務書類の作成等)」の仕組みがある(50 条)。わが国の臨税は、期間限定型の税務援助者制度である。これに対して、ドイツの給与税援助協会は、大小さまさまあるが、全独に 6,000 か所を超える常設のオフィスを持ち、約300万人の会員を擁する業務限定型の恒久的な税務援助者の制度である。

わが国の場合は、専門家(専門職)、例えば税理士の共同化において、税理士法に基づく税理士法人の形態のみが法認されている。一般に西欧諸国では、税務サービス専門家の共同化において、株式会社、合名会社 LLC(合同会社)、パートナーシップ、ビジネストラストなど各種の事業形態の自由選択が認められている。ドイツの場合も、他の西欧諸国と同様に、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社などの事業形態の選択ができる(独税理士法 49 条)。

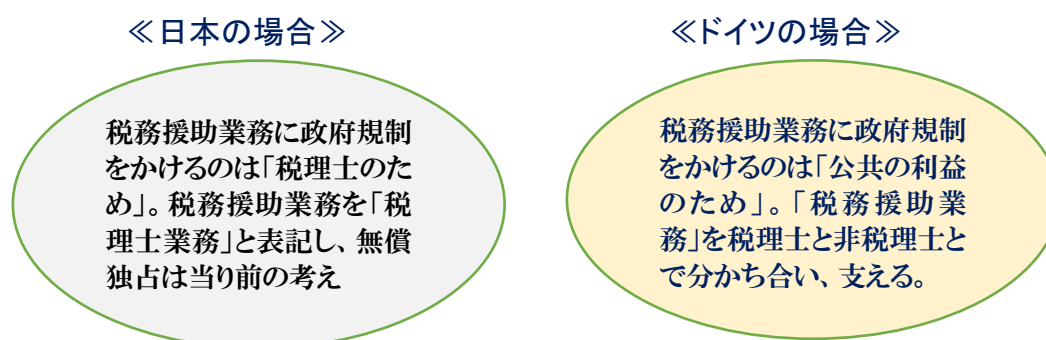
ドイツの税理士は、地方税理士会(Steuerberaterkammer)に強制加入するように求められる。税理士会は、公法上の法人(KdoR)である。税理士会の設立・組織・活動については、税理士法(StBerG)73条以下に基づく。全独には、21の単位税理士会(Steuerberaterkammer/ German Chamber of Tax Advisors)があり、これらを束ねる中央組織として連邦税理士会がある。連邦税理士会は、約96,500の税理士と税理士法人[うち税理士が約 9 割]の会員がいる(2019年11月28日現在)。

ドイツでは、1961 年以降、それまで連邦(国)が持っていた税理士会会員の監督処分権を、各税理士会に移管した(独税理士法 76 条 1 項)。国と税理士会が重複する形で行使していた会員の監督処分権限を規制緩和の精神にのっとり一本化したわけである。連邦税理士会は、51 の税理士会にかかわる任務に限定される(独税理士法 86 条 2 項)。会員の監督処分権限を持っていない。税務専門家の監督処分権限を国から自治機関である税理士会へ移行したことに伴い、税理士会の会員への問責権、調査権などが強化された。わが国でも、政府規制撤廃・緩和の視点が求められる。ちなみに弁護士についてみれば、わが国でも、弁護士および弁護士法人に対する懲戒権は弁護士会が持っている(弁護士法 56 条 2 項)。

5 税務援助業務とは何か

- ・ ドイツ税理士法 (StBerG=Steuerberatungsgesetz) にいう税務援助とは、わが税理士法において、政府規制で無償独占とされた「税理士業務」(法2)に相当すると考えてよい。ただし、この報告では、日独比較法上、「税務援助」=「独占の税務業務」、あるいは「税務業務」と解しておく。
- ・ ドイツ税理士法 (StBerG) は、業務としての税務援助(税務援助業務)について規定しており、わかりやすく図説すると、次のとおりである⁶。
- ・ わが国の税理士法では、税理士が税務業務を独占する表記(税理士業務)になっている。これに対して、ドイツの税理士法では、税務援助業務に政府規制をかけ独占業務としたうえで、独占の税務援助業務を、税理士と税理士でない者との間で分かち合う法制になっている。

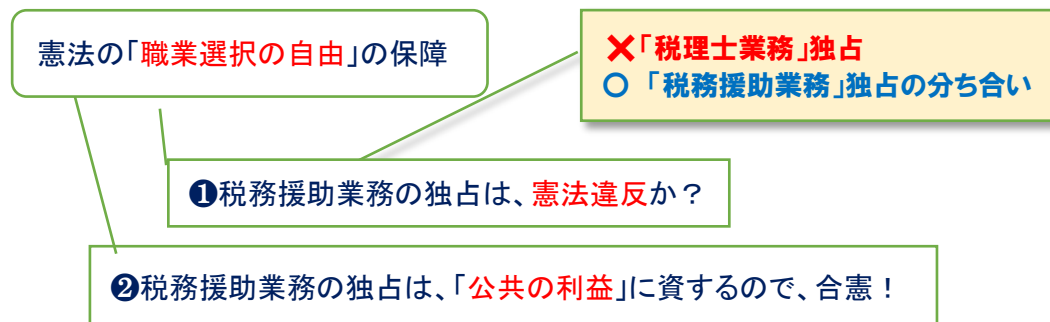
【図表10】 税務業務独占の考え方を日独の税理士法で比較する



- ・ ドイツ憲法 (Grundgesetz) 第 12 条 1 項(職業選択の自由)は、「すべてのドイツ人は、職業、職場および養成所を自由に選択する権利を有する。職業の遂行については、法律によって、または法律の根拠に基づいて、規律することができる。」と規定する。
- ・ 業務としての税務援助にかかわる者の資格制限は、独税理士法 3 条、法 4 条、法 11 条および法 12 条に掲げる者や団体に法認されている。
- ・ この資格制限は、ドイツ憲法 12 条 1 項が保障する「職業選択の自由」とぶつかる、とも解される。その一方で、公共の利益がある場合には、職業選択の自由を「法律によって、または法律の根拠に基づいて、規律することができる。」と、定めている。
- ・ 独税理士法による「税務援助にかかわる者の資格制限」(税務援助業務の独占)は、「公共の利益」に資すると解される。

⁶ 本報告においては、「Brfugnis」の言葉について、文脈においては「権限/power」の邦訳に代えて、「資格/qualifikation」の邦訳を使う。

【図表11】憲法の「職業選択の自由」と税務援助業務の独占



- ・ すでにふれたように、独税理士法は、わが税理士法とは異なり、“税理士が主役”の（税理士業務を核とする）法制にはなっていない。憲法が保障する「職業選択の自由」を縛る税務援助業務の独占を、税務の専門家（職業専門家）や団体と国民・納税者と分かち合う法制になっている。
- ・ 独税理士法は、「税務援助業務の独占」の範囲について、次のように規定する（法1条）。

【図表12】独税理士法の適用対象

【独税理士法】

第1条 適用対象

第1項 この法律は、次の援助業務に適用する。

第1号 連邦法または EU 法、欧州経済領域協定締約国の法に規定される租税および控除であつて、連邦財務官庁および州財務官庁の管轄のもとにある事項

第2号 物税（Angelegenheiten）および不動産移転税（Grunderwerbsteuer）に関する事項

第3号 州法または州法を根拠とした規定による租税に関する事項

第4号 専売事項

第5号 連邦財務官庁および州財務官庁の管轄となっているその他の事項で、連邦の法律または州の法律によって租税救済の方法が開かれているもの。

第2項 税務援助には、次の事項も含まれる。

第1号 租税犯則事件（Steuerstrafsachen）や租税秩序違反（Steuerordnungswidrigkeit）に対する罰金（Bußgeldsachen）に関する税務援助業務

第2号 課税にとり重要な意味を有する帳簿（Büchern）や記録（Aufzeichnungen）の作成（Führung）、ならびに財務書類の作成（Aufstellung von Abschlüssen）における援助業務

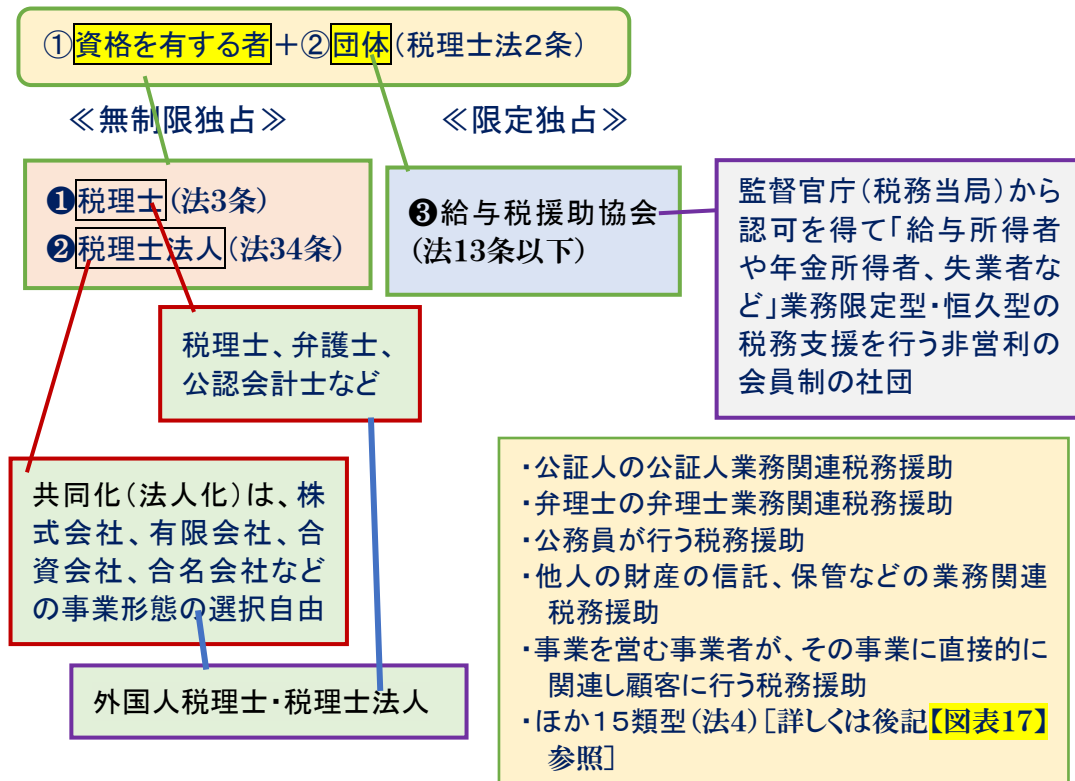
第3号 租税の還付請求（Steuererstattung）または返還請求（Vergütungsansprüchen）をするにあたっての支援業務

第3項 代理人（Bevollmächtigten）や補佐人（Beiständen）の任免に関する個別的手続規則の規定は、その効力を妨げない。

第4項 外国人が国外で取得した資格認証に関する法律（BQFG = Berufsqualifikationsfeststellungsgesetz）は、17条を除き、適用されない。

- ・ 独税理士法は、業務としての税務援助(独占の税務業務)を実質的に、次のカテゴリーに分けて、政府規制を行っている(法2条)。

【図表13】 業務として税務援助(税務援助業務)の担い手



【図表14】 ドイツにおける独占の税務援助業務の4つのカテゴリー

無制限独占 国内の税理士、弁護士、公認会計士および専門職法がその顧客がする税務援助業務

無制限独占 外国人税理士および税理士法人がその顧客にする税務援助業務

限定独占① 給与税援助協会がその会員にする税務援助業務

限定独占② 公証人・弁理士・公務員・事業者などがその本来の業務に関連して依頼者/顧客にする税務援助業務

【図表15】 無制限な税務援助業務と制限のある税務援助業務の資格

●税理士業務(税務援助業務)ができる資格者とは？

【独税理士法】

第2条 援助業務 (Geschäftsmäßige Hilfeleistung)

税務援助業務は、資格を有する者および団体のみがこれをなすことができる。この規定は、本業、副業、有償または無償かを問わずに適用される。

①無制限な税務援助業務[税理士業務]ができる資格者(法3)

【独税理士法】 第3条(無制限な税務援助資格)

無制限な税務援助ができるのは、次の者である。

第1項 税理士 (Steuerberater)、税務代理士 (Steuerbevollmächtigte)、弁護士 (Rechtsanwälte)、居住ヨーロッパ弁護士 (niedergelassene europäische Rechtsanwälte)、公認会計士 (Wirtschaftsprüfer)、公認帳簿監査士 (vereidigte Buchprüfer)

第2項 パートナーシャフト有限職業責任会社 (Partnerschaftsgesellschaft mit beschränkter Berufshaftung) で、第1項に定める者が社員 (パートナー) であるもの*。

第3項 税理士法人 (Steuerberatungsgesellschaft(en))、弁護士法人 (Rechtsanwaltsgesellschaft(en))、監査法人 Wirtschaftsprüfungsgesellschaft(en) および帳簿監査人法人 (Buchprüfungsgesellschaft(en))

* パートナーシャフト会社法 (PartGG=Partnerschaftsgesellschaftsgesetz) が、2013年に改正され、あらたに導入されたパートナーシャフト有限職業責任会社。詳しくは、丸山秀平「ドイツにおけるパートナーシャフト 有限職業責任会社の導入」中央ロー・ジャーナル第11巻第2号(2014) 参照。 <https://core.ac.uk/download/pdf/229761045.pdf>



(public use)

6 外国人税理士・税理士法人の認証の仕組み

- ・ EU 域内では、人や資金、専門職の移動の自由は重い課題になっている。ドイツは、こうした課題に取り組むために、外国人税理士・税理士法人を認証し、ドイツ国内において税務援助業務ができるように、税理士法で対応している。

【図表16】 外国人税理士・税理士法人の認証の仕組み

①-a 無制限な税務援助[税理士業務]を
暫定・臨時にできる資格者(法3の a)

【独税理士法】 第3条の a(暫定かつ臨時の税務援助[税理士業務]資格)

第 1 項～第 7 項 [要旨] EU 加盟各国や他の欧州経済領域協定締約国、スイスの専門職がドイツ国内で、暫定かつ臨時の税務援助[税理士業務]を行う資格について規定する。対象国で過去 10 年間のうち 2 年以上専門職として税務援助業務を行っていることなどの要件を規定している。申請者の資格審査・認証(無償)は、ドイツの権限ある当局(各地の税理士会)に文書で申請し認証を受けなければならない。21 の単位税理士会(Steuerberaterkammer)が分担して、国別に担当する形で、ヨーロッパ各国からの申請者の資格審査・認証事務を処理している。

なお、第 3 条 1 項[第 1 号から 21 号まで]には、ドイツで税務援助業務[税理士業務]を行う権限ある者に相当する各国の専門職を、次のように限定列挙している。

第 1 号 フィンランド: ベルリン税理士会

第 2 号 ポーランド: ブランデンブルク税理士会

第 3 号 キプロス: ベルーマン税理士会

第 4 号 オランダとブルガリア: デュッセルドルフ税理士会

.....(以下、省略)

第 7 号 ベルギー: ケルン税理士会

.....(以下、省略)

第 21 条 アイスランド: ヴェストファーレン・リッペ税理士会

《資格審査・認証を受ける際に申請書に記載する事項》

①氏名、法的代理人の氏名、または法人、②生年月日、③すべての支所を含む事業所の住所、・ドイツ国内で業務を行う場合の専門職の名称、④申請者が、EU 加盟国や他の欧州経済領域協定締約国、スイスの市民であり、かつ公認の税務援助業務に従事する者である旨を証する証明書。ただし、その証明書の提出時に、一時的にしる、当該業務の停止処分を受けていないこと、⑤専門職の資格証明書、⑥専門職として資格を証明した国において、その者が、過去10年間のうち2年以上の間専門職として税務援助業務に従事していること、⑦職業賠償責任に関する情報

なお、認証を受けた者は、税理士名簿に登録される。毎年、更新手続きを取るよう求められる。(ただし、申請および更新の手数料は無料である。)その他いくつかの要件を充たさなければならない[詳細は省略]

独税理士法3条のb(暫定かつ臨時の税務援助[税理士業務]資格名簿)[省略]

独税理士法3条のc(暫定かつ臨時の税務援助業務をする法人の資格)[省略]

7 公務員や事業者がカスタマーに無償の税務援助業務ができて当たり前

- ・ドイツの税理士法では、公証人・弁理士・公務員・事業者などがその本来の業務に関連して依頼者/顧客(カスタマー)に提供する税務援助は、幅広く認められている。独税理士法では、「限定的な税務援助業務ができる(Befugnis zu beschränkter Hilfeleistung in Steuersachen)」として、役20例を限定列挙する(法4条)

【図表17】 限定的な税務援助業務ができる者の例

③限定的な税務援助業務ができる者(法4条)

次に掲げる税務援助業務も、認められる(法4条)。

- ①公証人(Notar(e)) が連邦公証人法(Bundesnotarordnung)に基づく公証人業務に関連する税務援助(1号)
- ②弁理士(Patentanwalt(e))や弁理士法人(Patentanwaltsgesellschaft(en)) 連邦弁理士法(Patentanwaltsordnung)に基づく弁理士業務に関連する税務援助(2号)
- ③官庁および公法上の法人、ならびに公法人および公共施設が、その管轄権行使の一環としてする税務援助(3号)
- ④他人の財産または信託もしくは担保目的で移転された財産の保管人や管財人が、その財産に関連してする税務援助(4号)
- ⑤商業を営む事業者が、その事業活動の一環としてその事業取引と直接に関連する範囲で顧客に対して行う税務援助(5号)
- ⑥協同組合の監査協会(genossenschaftliche Prüfungs)およびその中央組織(Spitzenverbände)ならびに共同組合の受託所/トラストオフィス(genossenschaftliche Treuhandstellen)が、その業務の範囲内で所属する組合員に対して行う税務援助(6号)
- ⑦職能代表(Berufsvertretung)または類似の基準で設立された団体(Vereinigung(en))が、その目的に範囲内でその会員に対して行う税務援助。ただし、連邦引揚者法(Bundesvertriebenengesetzes)59条についてはその効力は及ばない。
- ⑧農業者や林業者の職能代表(Berufsvertretung)または類似の基準で設立された団体(Vereinigung(en))において、評価法(Bewertungsgesetz)に言う農業者や林業者に対する税務援助をする業務で、「農業記帳事務所(Landwirtschaftliche Buchstelle)」の名称を有する者によって提供されるもの。この場合における税務援助は、個人事業者または事業活動からに所得の決定にかかわるものとはみなされない。ただし、農林業者に副次的な所得があり場合は、この限りではない(第8号)。
- ⑨(a)運送事業者(Speditionsunternehmen)で、付加価値税の仕入にかかる税額(input tax)や他の EU 加盟国との物品の取引にかかる付加価値税の取扱いにかかる税務援助業務(第9号の a)。
(b)その他の事業者で、通関業務との関連で、輸入税に関する税務支援業務(第9号の b)
(c)前記(a)および(b)にいう事業者で、付加価値税法(Umsatzsteuergesetz)22条の a にいう事業者であり、付加価値税法第22条のbに関する税務であり、居住者であり、付加価値税法第19条にいう小規模事業者(Kleinunternehmer)ではなく、かつ、付加価値税法第22条の e に言う納税代理人から除外される者(第9号の c)。

- ⑩雇用者 (Arbeitgeber) は、その被用者に対して、給与税にかかわる事項、または所得税法にいう世帯の諸控除 (Familienleistungsausgleichs) の事項にかかわる援助業務 (第10号)
- ⑪給与税援助協会 (Lohnsteuerhilfvereine) が、次の事項について、その会員に対して税務援助をする場合 (第11号)
- (a) 自営業者以外の所得、その他所得税法22条1号にいう所得、所得税法22条1号の a にいう生活維持費にかかる所得、または所得税法22条5号にいう給付にかかる所得 (第11号の a)
 - (b) 農業、林業、事業、自営業からの所得または付加価値税課税対象配達取引でない場合。ただし、所得税法3条12号、26号、26号の a または26号の b にかかる所得で、全額非課税になるものについては、そのかぎりではない (第11号の b)。
 - (c) 前記以外の 180,000 ユーロ、夫婦合算申告の場合は 360,000 ユーロ、を超えない所得で、賦課手続または納税者による確定申告によるもの。所得税法20条2項に関して、収入 (Einnahmen) は、所得税法20条4項にいう収益 (Gewinn) に読み替えるものとする。また、所得税法23条1項に関して、収入は、所得税法23条3項第一文にいう収益に読み替えるものとする。損失 (Verluste) については読み替えない。
 援助は、所得税とその付加税 (Zuschlagsteuern) を含む。加えて、援助は、住宅取得控除や1999年投資控除法 (investitionszulagengesetzes) に基づく投資控除、所得税法10条1項5号にいう子ども世話費の関する雇用主の業務、所得税法35条の a にいう雇用関係上の世帯にの業務、所得税法上の家族手当の調整業務その他税法の規定が適用になる手当や賞金に関する援助。会員で失業した者も継続して援助を受けられる (第11号の c)。
- ⑫ 国内投資会社や投資顧問で、キャピタルゲインの債権者に代わって所得税法45条の b に基づいてキャピタルゲイン税の集約的還付申請をする業務 (第12号)
- ⑫a 外国クレジット会社で、キャピタルゲインの債権者に代わって所得税法50条の b に基づいてキャピタルゲイン税の集約的還付申請をする業務 (第12号の a)
- ⑬ 公 認 の 保 険 計 理 士 (öffentlich bestellte versicherungsmathematische Sachverständige) で、給付される年金計算、年金や準備基金への掛金と直接関係する税務事項について顧客に提供される援助 (第13号)
- ⑭ 住宅建築助成金法 (Wohnungsbau-Prämiengesetz) 2条1項にいう契約を締結または仲介する者が、住宅建築助成金の申請書の作成において提供する援助 (第14号)
- ⑮ 倒産法305条1項1号のもとで州法で法認された団体で、その業務の範囲内で行う援助 (第15号)
- ⑮a 付加年金支給契約法 (Altersvorsorgeverträge-Zertifizierungsgesetzes) 1条1項および同条1項の a にいう契約を締結する者またはブローカーが、そのその業務の範囲内で行う援助 (第16号の a)
- ⑮b 所得税法82条2項、第一文の a にいう年金計画のなかで、契約の締結、契約の執行、または所得税法89条の適用において提供される援助 (第16号の b)

- ・ ちなみに、わが国の税理士法基本通達 2-1(税理士業務)では、次のように規定する。

【図表18】 税理士法基本通達 2-1(税理士業務)

税理士法(以下「法」という。)第 2 条に規定する「税理士業務」とは、同条第 1 項各号に掲げる事務(電子情報処理組織を使用して行う事務を含む。)を行うことを業とする場合の当該事務をいうものとする。この場合において、「業とする」とは、当該事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとし、国税又は地方税に関する行政事務に従事する者がその行政事務を遂行するために必要な限度において当該事務を行う場合には、これに該当しないものとする。

- ・ あえていえば、わが国の税理士法制では、ドイツ税理士法 4 条にいう「限定的な税務援助業務ができる」ケースを、「臨税」(臨時の税務書類の作成等)は法律(法50条)、他は法税理士法の解釈通達で、例示しているともいえる。
- ・ しかし、租税法律主義の原則(租税に関する事項は法律によるとするルール)からすると、ドイツ法制の方に軍配が上がるのではないか？

8 ドイツの給与所得に対する課税方式:年末調整と確定申告

～給与所得者の 9 割は確定申告をする

- ・ ドイツにおける給与所得に対する申告所得課税は、雇用主によって給与支払時に源泉徴収されるかたちで納付される。この税金を、ドイツでは、「ローンシュトイアー/Lohnsteuer」と呼ばれる。「給与税」または「賃金税」と邦訳される。いわば雇用主が税務署に納付する「源泉給与所得税」である。
- ・ すなわち、給与税は源泉所得税の前払い分としての性格を持ち、年末調整または所得税の課税標準申告によって、過払い、または不足額が調整されることになる。
- ・ 所得税法は、各年の 12 月 31 日に 10 人以上を雇用している雇用主に対して、給与所得者の給与税の年末調整義務を定めている。期限は翌年 3 月末日である。ただし、従業者が希望しない場合は直接税務署に納税申告・還付申告ができる。
- ・ ドイツでは、納税申告(Steuererklärung)は、租税通則法(AO=Abgabenordnung) 149 条1項により、個別の税法が規定する場合に義務づけられることになる(例えば、法人税法 49 条、売上税法 18 条など)。ドイツの所得税は、納税申告を基本としている。しかし、ここでいう納税申告とは、賦課課税方式を意味する。したがって、納税額は第一次的に課税庁が賦課決定する。すべての納税者が確定申告を必要とするわけではない。
- ・ しかし、給与所得者である納税者 10 人のうち 9 人は申告をする。この場合の申告

とは、純粋な課税標準申告ではなく、実質的に納税額の確定申告あるいは還付申告である。アバウトにいうと、年収 8,000 ユーロ以下の場合、または必要経費を控除する必要がない場合、確定申告は必要ない。また、過年度(4 年間)の還付についても遡って申告ができる。

9 給与税援助協会のよる確定申告援助業務

- ・ 事業所得者を除き、ほとんどの正規雇用の給与所得者や年金所得者は、納税申告にあたり、税理士や税理士法人に税務支援を求めることはない。会員制で非営利の給与税援助協会の税務支援を受けている。
- ・ 納税者は、税理士に納税申告を依頼すると、報酬は平均で 1 時間 100 ユーロである。一方、給与税援助協会に依頼すると、入会費は 30～50 ユーロ、年会費は、所得額により異なるが、年 49 ユーロから 325 ユーロである。
- ・ アバウトに言えば、給与税援助協会が提供できる税務サービスの対象者は給与所得者/年金所得者/離婚者/失業者などである。ただし、給与所得者でも、所得制限がある。また自営業者や付加価値税(VAT)の申告は対象外である。
- ・ また、正規雇用の給与所得者でギグワーク/サイドワークで事業所得を得ている人などは、協会の税務援助サービスを受けることはできない。
- ・ 給与税援助協会は、職員を採用し独自に教育・訓練をし、会員向けの税務援助業務を提供している。税理士法および上級財務局(Oberfinanzdirection/regional tax office)の監督下にあり、認可や報告義務などがある。協会は、ドイツ産業基準(DIN=Doetsche Industrie Norm)に基づいて組織運営を行っている。
- ・ 給与税援助協会が行う税務支援の内容は、①確定申告支援[税務書類の作成]、②還付額の計算[税務書類の作成]、③税務署との折衝[税務代理]である。また、③税務署との折衝にあたっては、法律上および税務上の相談[税務相談]に応じることができる。
- ・ ドイツのほとんどの都市には、給与税援助協会が存在する。協会の多くは、税独規模でネットワーク化されている。それらのうち、代表的な給与税援助協会ネットワークを紹介すると、次のとおりである。

【図表19】ドイツの給与税支援協会やネットワーク

＜ドイツの給与税支援協会のネットワーク化の現状＞

- ・ VLH.de (Lohnsteuerhifeverein Vereinigte Lohnsteuerhilfe e.V) 全独に 3,000 以上の事務所を置き、会員納税者は約 950,000 人
- ・ Lohi.de (Bayern) バイエルン州内で約 170,000 人の会員、職員約 300 人
- ・ Steuerrinnng.de 全独に 1,100 の事務所を置く

- ・GTC.ev ミュンヘンに事務所を置き、英語での給与税援助サービスを展開

《給与税支援協会(業界)団体》

- ・**連邦給与税支援協会連合会**(BVL.e.V=Bundesverband Lohnsteuerhife e.V)

2017 年に2つの給与税援助協会連盟が合併して誕生した連合会。300 の給与税援助協会が加盟し、総体で、連合会会員が全独に開設した 9,000 の事務所を通じて、300 万人の給与所得者や年金受給者の確定申告援助を行っている。連合会(BVL)は、加盟協会の利益を代表して、連邦議会や財務省と折衝を行うことを任務の1つとしている。マスメディアとの対応、給与所得者や年金受給者の税務問題についても発信をしている。



Start (bvl-verband.de)

10 給与税援助協会に関する税理士法の規定

- ・ドイツ税理士法(StBerG=Steuerberatungsgesetz)のなかに、給与税援助協会に関する規定[第1章4条11号および第2章第13条~31条]が盛り込まれている。
- ・わが国の税理士法は、「臨税(臨時の税務書類の作成等)」(50条)について、1条の規定を置くのみである。
- ・これに対して、ドイツ税理士法は、給与所得者や年金所得者を中心とした恒久的な税務援助制度を法認するために「給与税援助協会」に関する20条にも及ぶ詳細な規定をおいている。
- ・これは、給与所得者や年金所得者が急増する経済システムのもと、国民・納税者が負う納税義務を自主的申告で果たせるようにするため、国民・納税者が主体となって協同して納税援助の仕組みを構築しようというアイディアが根底にあるからである。
- ・政府規制により、有償の税務サービスの税務専門家(専門職)による独占を法認する一方で、これら有償の税務専門家による税務援助業務(税理士業務)を受けるほどでもない簡潔な給与所得者などの限定的な申告援助業務を非専門家の手に委ねているわけである。

- ・ 以下に、これらの規定を仮訳/抄訳しておく。

【図表20】独税理士法の給与税援助協会に関する規定

ドイツ税理士法(StBerZ) 第2章 給与税援助協会 第1節 任務 第13条(目的および活動範囲) 第1項 給与税援助協会は、第4条11号*で付与された権限の範囲内の税務にかかわる会員のための援助をする被用者のための自助団体である。	* 税理士法4条11号は、給与税援助協会が税務援助できる事項(範囲)を限定列挙する。 ① 自営の労働ではない所得、勤労所得(所得税法22条1号)、生活費(所得税法22条1号a)、子ども手当(所得税法10条1項5号)、住宅手当、扶助料をはじめとした各種給与外給付(所得税法22条5号)や消費者間取引収入など ② 農業、山林、事業、自営業、付加価値税対象取引からの所得でないこと。 ③ 給与や年金以外の所得(不動産や譲渡所得など)が、独身の場合は18,000ユーロ、夫婦合算申告の場合は36,000ユーロを超えないこと。
第2項 給与税援助協会は、その活動をはじめめるにあたっては認可を必要とする。 第2節 認可 第14条(認可および活動開始のための要件)	第1項 登記された社団(rechtsfähiger Verein)は、その定款(Satzung)が、以下の要件を充たす場合には、給与税援助協会として認可(Anerkennung)される。 第1号 その社団は、もっぱら第4条11号に規定する権限の範囲内の税務について、その会員(Mitglieder)を援助するのが目的(Aufgabe)である。 第2号 その社団は、監督官庁(Aufsichtsbehörde)と同じ地域(Bezirk)に所在(Size)し、かつ管理(Geschäftsleitung)されている。 第3号 その社団の名称のいかなる部分も、特定の広告的な性格を有していない。 第4号 第4条11号に規定する権限の範囲内の税務についての支援が適切に行われることが保証されている。

第 5 号 第 4 条 11 号に規定する権限の範囲内の税務についての援助にあたり、会費の他に、何らの特別の報酬を徴収しない。

第 6 号 民法 27 条 1 項および 3 項第 1 文、ならびに 32 条および 33 条の規定の適用がさまたげられないこと。

第 7 号～第 8 号[邦訳省略]

第 15 条(認可官庁、定款)

第 1 項 給与税援助協会としての認可申請についての決定は、その協会を管轄する登記所が所在する地区にある監督官庁(Aufsichtsbehörde)が行う。

第 2 項 給与税援助協会としての認可申請にあたっては、協会定款の公証された副本を添付するものとする。

第 3 項 給与税援助協会は、定款の変更にあたっては、議決後 1 か月以内にその管轄地域内の監督官庁に届け出なければならない。変更届出にあたっては、当該書類の公証された副本を添付するものとする。

第 16 条(認可手数料)

給与税援助協会は、認可申請にあたり、その処理のため 300 ユーロの手数料を監督官庁に納付するものとする。

第 17 条(証書)

監督官庁は、給与税援助協会認可の証書を発行する。

第 18 条(「給与援助協会」の表示)

給与税援助協会は、協会の名称の中に「ローンシュトイアー・ヒルフェ・ファアイン/Lohnsteuerhilfverein」の表示をしなければならない。

第 19 条(認可の失効) [邦訳省略]

第 20 条(認可の職権取消と撤回) [邦訳省略]

第 3 節 義務

第 21 条(記帳義務) [邦訳省略]

第 22 条(業務監査) [邦訳省略]

第 23 条 (4 条 11 号で付与された権限の範囲内にある税務援助の実施 相談所)

第 1 項 第 4 条 11 号で付与された権限内になる税務援助は、相談所に所属する者によってのみ、それを行うことができる。各相談所には、長を置くものとする。

第 2 項 給与税援助協会は、その事務所を置く規制当局の管轄内に少なくとも 1 か所の相談所を置くものとする。郡内に他の複数の相談所を置くことができる。

第 3 項～第 5 項[邦訳省略]

第 24 条(4 条 11 号で付与された権限の範囲内にある未清算の税務援助事務の処理) [邦訳省略]

第 25 条(責任の免除、賠償責任保険)

第 1 項 第 4 条 11 号で付与された権限内にある会員に対する税務援助をする場合において、給与税援助協会の組織および従業者がした過失に対する責任は免除されない。

第 2 項 給与税援助協会は、第 4 条 11 号で付与された権限内にある税務援助から生じる責任リスクに備えて十分な保険に加入しなければならない。保険契約法 117 条 2 項にいう権限ある当局とは、監督官庁をさす。

第 26 条(給与税援助協会の一般的な義務)

第 1 項 第 4 条 11 号で付与された権限内にある税務援助は、適切、誠実、秘密を遵守し、かつ 8 条 2 項に規定する広告規制を遵守して行うものとする。

第 2 項 第 4 条 11 号で付与された権限内にある税務援助に関連して他の経済活動をしてはならない。

第 3 項 第 4 条 11 号で付与された権限内にある税務援助をするあらゆる者は、第 1 項と第 2 項に掲げた義務を遵守しなければならない。

第 4 項 第 4 条 11 号で付与された権限内にある税務援助に関するファイルは、その会員の給与所得税に関する協会の関与が終了した後 10 年間保存するものとする。

第 4 節 監督

第 27 条(監督官庁/Aufsichtsbehörde)

第 1 項 監督官庁は、州政府の決定に基づき、上級税務局 (OFD=Oberfinanzdirektion) または州財務機関 (Landesfinanzbehörde) である。管轄官庁の地域内に主たる事務所を有する給与税援助協会について監督を行う。

第 2 項～第 3 項 [邦訳省略]

第 28 条(監督官庁への出頭義務、監督官庁の権限) [邦訳省略]

第 29 条(会員総会への監督官庁の参加)

第 30 条(給与税援助協会に関する記録)

第 5 節 命令の授権

第 31 条(給与税援助協会に関する法施行規則) [邦訳省略]

11 給与税援助協会の会費

- ・ 税理士法によると、給与税援助協会は、第 4 条 11 号で付与された税務援助権限の範囲内の給与所得や年金所得などの税務に関する会員のための援助をする被用者のための自助団体である(13①)。

- ・ 税理士法は、給与税援助協会は会員から「会費 (Mitgliedsbeitrag) の他に、何らの特別の報酬 (Entgelt) を徴収しないこと。」(法 14①五)と規定する。つまり、給与税援助協会の税務援助サービスは無償である。しかし、会員になって会費 (Mitgliedsbeitrag) を納付する義務はある。
- ・ いくつかの給与税援助協会の入会案内に添えられ会費表をチェックして、以下のよう、日本語で会費表をイメージしてみた。

【図表21】ABC 給与税援助協会の会費

会 費

私たち ABC 協会は、もっぱら私たちの会員を援助する団体です。

年間の会費を支払っていただければ、あなたは、1 年間余分な支払もなく完全なサービスを受けることができます。

ABC 協会の年会費は600ユーロ(19%税込)です。

あなたは、次のように、年収によっては、年経費が少なくなります。

年収	会費
50,000 ユーロ以下	200ユーロ(19%税込)
75,000 ユーロ以下	300 ユーロ(19%税込)
100,000 ユーロ以下	400 ユーロ(19%税込)
125,000 ユーロ以下	500 ユーロ(19%税込)
150,000 ユーロ以下	600 ユーロ(19%税込)

入会費は50ユーロ(19%税込)です。



(public use)

12 給与税援助協会の入会申込書

【図表22】ABC 給与税援助協会の入会申込書

入会申込書	
わたし(わたし達)は、ABC 給与税援助協会の会員申込みをします。	
氏 _____ 名 _____ 住所 _____ 郵便番号 _____ 生年月日 _____ ☐独身 ☐既婚 配偶者の氏 _____ 名 _____ 電子メールアドレス _____ 携帯電話 _____ 電話番号 _____	
わたし(わたし達)は、ABC 給与税援助協会の定款および会費規則を理解しました。わたし(わたし達)は、定款および会費規則を受け容れ、ABC 給与税援助協会が年会費を課し、下記の銀行口座から引き落とすことを認めます。	
銀行名 _____ 口座番号 _____	
申請者署名 _____	申請者配偶者署名 _____

13 給与税援助協会の定款

【図表23】ABC 給与税援助協会定款

ABC 給与税援助協会定款

第1条(名称、所在地および業務の範囲)

第1項 本協会は、ABC 給与税支援協会(ABC Lohnsteuerhifeverein)と称する。

第2項 本協会はバイエルン州ミュンヘンに主たる事務所を置き、バイエルン州税務庁(Oberste Finanzbehörden der Länder Bayern)の管轄内にある。管理運営(verwaltung)はミュンヘンで行われることから、同じ管轄内にある。本協会の業務は準拠法の範囲内で行われる。

第2条(本協会の目的)

本協会は、労働者の自助組織である。本協会は、もっぱら本協会会員に対して税理士法(StBerG)第4条第11号のもとで権限を付与された税務援助を行うことを目的とする。本協会は、営利事業を営まず、民法第21条に規定する所轄の区裁判所の社団登記簿に登録することにより権利能力を取得する非営利社団(以下「本社団」という。)である。

第3条(会員)

会員、すなわち第1条1項に定める本社団の業務範囲内にある労働者は、本社団から援助を受けることができる。会員以外の者は、本協会定款の目的を達成するための援助がいる場合においては会員になることができる。

第4条(会員資格の取得)

第1項 会員になるには文書で申請しなければならない。

第2項 入会の際に、誓約書を提出するに先立ち、入会金と会費を支払うものとする。

第3項 理事会は、入会を拒絶できる。ただし、入会申請から14日以内にその旨を通知しなければならない。その通知をしない場合には、自動的に入会が認められる。

第5条(会員資格の喪失)

第1項 会員資格は、自発的退会、資格欠如または死亡による会員名簿からの削除により喪失する。

第2項.....

第3項.....

第4項.....

第6条(会員の権利義務)

第7条(会費)

第8条(事業年度)

第9条(組織)

第10条(総会)

第11条(理事会)

第12条(改正)

第13条(監督官庁/Aufsichtsbehörde に対する義務)

第14条(会員への援助)

第1項 会員に対する援助は、税理士法(StBerG) 23 条に規定する相談所でのみ実施するものとする。

第2項 税理士法第4条11号に規定する税務援助は、相談所に所属する者が行うものとする。相談所を利用して税務援助サービスを提供するすべての者は、本定款に定める義務を果たす責任を負うものとする。各相談所は、長が任命され、相談所長は、1 か所の相談所のみを管理するものとする。相談所長は、相談所のすべての職員を管理するものとする。

第3項 税務援助は、適切、誠実、秘密を遵守し、税務援助に関していかなる他の経済的活動も許されない。

第4項 税理士法第4条11号に規定する税務援助の関するファイルは、その会員に対する本協会のよる税務援助が完了してから 10 年間保存しなければならない。

第15条(責任、責任賠償保険)

第1項 会員に対する税務援助に関して過失があった場合には、本協会が責任を負うものとする。

第2項 税務援助で生じる責任リスク(例えば、不正確な助言、処理した文書の紛失など)に備えて十分な額の責任賠償保険に加入するものとする。

第16条(協会の解散、清算)

第17条(裁判管轄権)

附則



public use)

◆むすびにかえて～日独比較でみた国民・納税者にかれた税務援助のあり方

- ・ 日独両国には、税理士制度がある。しかし、わが国の税理士法は、「業法」の色合いが濃厚である。このため、法制は、税理士が主役の構図にある。「税理士業務」の独占」の構造のもと、国民・納税者は脇役に追いやられている。
- ・ この点、ドイツ税理士法は、「業法」の色合いはわが国ほど濃くない。「税務援助業務」を「税理士」と「非税理士」との間でどう分ち合うかに力点がおかれている。
- ・ 申告納税制度は、非税理士である国民・納税者と税理士とが協力して護らなければならない。
- ・ 日独比較でみた国民・納税者にかれた税務援助のあり方を探るには、次の2つの方策が考えられる。
- ・ 1つは、ドイツ税理士法の法制を参考にして、現行の「税理士業務」を「税務援助業務」に名称を変更し、税理士と非税理士が分ち合う仕組みに見直す道を探ることである。
- ・ もう1つは、現行の無償独占の「税理士業務」を税理士の有償独占として、無償の税理士業務(税務援助業務)の一部を国民・納税者に開放し支え合う道を探ることである。
- ・ 税理士法改正を税理士界と財務当局との間での護送船団方式に委ねてはいけない。国民・納税者は、法改正論議が「コップの中の嵐(Storm in the teacup)」、業界益ファーストになるのにストップをかけなければならない。
- ・ 税理士法改正論議は、税務援助業務への過剰な政府規制の撤廃を求め、国民・納税者ファーストのスタンスですすめないとはいけない。
- ・ 改正論議には、申告納税制度の主役である国民・納税者が積極的な参加が必要不可欠である。

